

公共調達に適正化に基づく随意契約に係る情報の公表(物品役務等)
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日行政改革実行本部決定)に基づく情報の公開

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び住所	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格 (円)	契約金額 (円)	落札率 (%)	再就職の役員の数 (人)	公益法人の場合			備考
									公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
1 大阪労働局助成金センター建物賃借	支出負担行為担当官大阪労働局総務部長 田中 仁志 大阪市中央区大手前4-1-67	H25.12.16	日本生命保険(相) 大阪市中央区今橋3-5-12 榑藤木工務店 大阪市中央区備後町1-7-10	別紙1のとおり	24,610,604	24,031,356	97.6%	-	-	-	-	
2 距離計等の購入	支出負担行為担当官大阪労働局総務部長 田中 仁志 大阪市中央区大手前4-1-67	H25.12.18	榑野木 大阪市中央区南船場1-10-10	予定価格が160万円を超えない購入契約であることから、予決令第9条第3号に該当するため	1,294,230	1,161,951	89.8%	-	-	-	-	
3 労働基準関係法令のあらまし等の作成	支出負担行為担当官大阪労働局総務部長 田中 仁志 大阪市中央区大手前4-1-67	H25.12.19	ニホン美術印刷(株) 岐阜県大垣市西外側町2-15	予定価格が250万円を超えない製造契約であることから、予決令第9条第2号に該当するため	2,065,448	1,869,420	90.5%	-	-	-	-	
4 大阪市西淀川区役所外8施設におけるハローワーク常設窓口設置に伴う電子複写機の購入及び保守業務委託	支出負担行為担当官大阪労働局総務部長 田中 仁志 大阪市中央区大手前4-1-67	H25.12.20	コニカミノルタビジネズソリューションズ(株)官公庁事業部近畿官公庁営業部 大阪市西区西本町2-3-10	本契約にかかるH25.12.19入札の結果、再度の入札をしなくても落札者がなかったことから、予決令第9条の二に該当するため	1,182,652	1,173,358	99.2%	-	-	-	-	

契約件名及び数量	大阪労働局助成金センター建物賃貸借
随意契約によることとした理由	<p>大阪労働局助成金センターは、大阪市北区の新阪急ビルに入居していたが、平成24年12月、賃貸人である阪急不動産株式会社より同ビルの建替え計画が進み平成26年3月31日までに退去するよう申し出があったことから、移転を余儀なくされることとなった。次の入居先の選定にあたり、助成金センターは労働局の分庁舎であることから府庁所在地の大阪市内に設置する必要があるとともに、利用者の利便性・交通アクセス・集客力や業務運営を円滑に行える基準面積を考慮する必要がある。また、大阪労働局は現在、第1庁舎（大阪合同庁舎2号館）、第2庁舎（中央大通FNビル）、助成金センター（新阪急ビル）、及び労働基準部労災補償課分室（大阪中央労働総合庁舎）と4施設に分かれ業務運営を行っており、各施設間では、局内会議・各種報告及び業務調整等のため、常時往来しているところであるが、各施設のより一層の連携強化が必要となる中、分庁舎化の解消は緊急の課題である。以上を踏まえ、入居物件の選定を行ったところ、候補地周辺には使用可能な既存の公有建物がないことから、入居できるスペースを保有する民間ビルで一番安価な物件として「中央大通FNビル」を選定したところである。同ビルを選定することによって、分庁舎化の解消を図ることが可能となり、また会議室・倉庫・耐火書庫等を共有化することにより、スケールメリットを図ることができる。よって、契約の目的物が代替性のない特定の位置、構造又は性質のものであり、会計法第29条の3第4項の「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」であるため、随意契約とすることとした。</p>
競争性のある契約方式への移行が困難な事由	上記理由のため競争性のある契約方式への移行は不可能
随意契約の見直し予定、競争性のある契約方式への移行予定年限	移行予定なし
備考	